

第十村堰壠存廃ノ問題解説

第十村堰壠ノ來歴ハ甚々長シ・詎堰壠工ニ就テハ此地各人ノ費心トイヘ懊惱トイヘ已ニ二百年ニ餘マレリ豈矩シト謂フ可ケンヤ・我ハ此地ニ來リ候チ簡易ナル一計ヲ案シ断シテ曰ク此堰壠ト其上ミノ杭椿ト悉皆刻除センヨト要スト。又タ覺円村ニ放錯セル堤防モ亦撤去シテ下流ノ一端ヨリ上流狭隘部ヲ過キ七里標杭ニ至ルノ間ヲ平クベシ・然ル氏ハ則チ別ニ他ノ良法ヲ設ケ水ヲ流尾洲嶼ノ田地ニ引キ以テ其灌漑ノ用ヲ利セシメザル可ラズ。

今若シ右ノ諸工ヲ除去スルトセハ由テ來ルヘキ利害得失如何ニ就キ聊カ豫期スル所ノ者ヲ左ニ臚列ス

利益アル諸項

第一項 堰壠増築維持ノ為ニ年々大ヲ加フル苦勞及ヒ費用其他之ニ闊スル諸事皆以テ廃ス可シ

第二項 堰壠其他水流阻礙物ナケレハ則チ幹川高漲ノ水害易ク海ニ向フテ疏通ス

第三項 別宮川ノ上流地ハ堰壠ヲ諭工而シテ急落スル所ノ

來歴リ由舊
懊惱リニヤム
矩シト
刻除リケドリノ少ク
放錯。入りまじる
撤去。撤去の誤字
利害
臚列ス。列記す
聊カ。少しばかり
リユウ
流尾。下流
ツヅク
ツヅク

第十村堰の存廃の問題解説*

*解 原文の(解)は解と同じ

第十堰の歴史は大変長い。この堰の工事についての、この地の人びとの氣遣いと悩みは、すでに二百年に余る。どうして短いと言えようか。

私は、この地に来て、ただちに簡単明解な一計を考えた。この堰とその上の杭とをすべて撤去する必要があると断言する。また覚円村(石井町覚円)内に入りこんでいる堤防も撤去して、下流の端から上流の狭隘部を過ぎて七里標杭に至る間を平坦にすべきである。その時は、別のよい方法を設けて河口洲嶼の田地に水を引き、その灌漑の用に供すべきである。

いま、もし右のような諸工作物を除去するならば、その利害得失は次のようなものである。

【利益のある諸点】

- 第一項 堰の増築維持のために年々増加する労力及び費用、その他に関する諸事はすべて廃することが出来る。
- 第二項 堰その他、水流を阻止する物がなければ、吉野川の高騰する水流も容易に向かって疎通する。
- 第三項 別宮川の上流地は堰を越え、急落する怒とうのために川

惣濤ノ為ニ川岸ノ毀損スルノ憂モ忽チ滅スベシ

第四項 吉野川幹流ヨリ徳島ニ至ルノ通船路ハ前日ニ比シ

テ容易トナリ旦ツ矩近トナルヘシ當ミニ勝ヘ第十村堰

壠ヨリ新路ヲ別宮川ニ取リ古川渡津ニ達スルニハ僅ニ

一百一丁ナレ共方今ノ如ク吉野川末流ヲ經テ同渡津ニ

達スルニハ二百三丁ヲ行カサルヲ得ベ故ニ前日ヨリモ

航路ノ長サヲ減スヘキ正ニ……二里三十丁ナルヲ

第五項 徳島撫養間ノ通船路ニシテ洲嶼ノ間ニ於ケルモノ

ノ右諸工ヲ撤去スルノ後吉野川末流ノ効用一廢セハ改

良ニ修治ニ難カラス其故他ナシ流砂ノ量至少トナリ若

クハ絶無トナルヘキヲ以テナリ

不利トスル諸項

以上ノ利アルニ隨テ又幾分ノ害ナキ能ハス其害タルヤ皆具利ノ大ナルニ若クノナシ。害トハ左ニ臚列スル諸項ノ如キ是ナリ

第一項 堰壠其他、諸工撤去ノ後ハ久カラズシテ水位低水

下ニ止マル時必ス吉野川ノ末流ニ向ヒ一箇水ヲ流サハ

ルニ至ルヘシ

若シク
ノナシ。
及ぶものがない。

コロ
ニニ。試ニニ。

第四項

岸を破壊される憂いがたちまちに減少する。

吉野川の幹流より徳島に至る通船路は、以前にも増して容易となりかつ短くなるだろう。試みに考へても、第十堰より新路を別宮川に取り、古川の渡し場に達するには一〇一町であるが、今のように吉野川末流（旧吉野川）を経て同渡し場に至るには二〇三町を行かねばならない。だから以前よりも航路の長さの減少はまさに二里三〇町である。

第五項

徳島・撫養間の通船路であつて、洲嶼の間にあるものは右の諸工作物を除去した後、吉野川末流（旧吉野川）の効用が一変すれば改修工事は簡単である。その理由は、土砂の量が極めて少なくなるか、もしくは絶無となるからである。

【不利とする諸点】

以上の利益がある反面、また幾分の害がないわけではないが、またその害は利益に比べようがない。害とは左に列挙する諸項のようなものである。

第一項 堰その他の諸工作物を除去した後に、水位が低下した時は、必ず吉野川の末流（旧吉野川）には、一滴の水も流れないとなるだろう。

第二項 川水騰湧方サニ充分ナル時ト虽凡幾ント全流ヲ頗

ケ之ヲ別宮川ニ疏通セシムベシ

第三項 幹流ニ流サルノ土砂其他、諸物ハ概シテ別宮川ニ投スヘシ

第四項 第十村ノ近傍（水面光ニ水底）一面ニ落退ヲ求ス

ヘシ又遙ニ上流ニ至ル近其影響アルヘシ

右第一項ノ不利ハ最凡人ノ苦情ヲ招クヘシトハ虽凡從來訣

堰堵ノ効ヲ以テ引用シ末レル灌漑水タニ他ノ方法ヲ設

ケテ之ヲ供シ復々不足スル無キニ至ラハ何ノ苦情カ之

アラン

第二項ノ不利ハ別宮川既ニ已ニ十分ニ廣洞ナレハ又タ憂トスルニ足ラズ。其如此ト雖更ニ増加スヘキ流水ノ速力

ニ当テ能ク耐工ヘキノ度ヲ量リ相應堅牢ノ護岸工ヲ設ケ以テ彎入水涯處々ノ扞禦ヲナサンヲ要ス

第三項ノ不利ナル結果ハ水源山地及ヒ諸渓谷ニ沙防工ヲ設

ケ監視者ヲ置キ以テ其原因ヲ防カバ必ス滅息スヘキモノナリ

第四項ノ不利ヨリ起因シ低水益々低ク幹川中ノ通船ニハ較

方サニ。恰も

ソレカコトシ
其如此
相應堅牢。
カクオウケロウ。
ふざわしく堅固な事
マニエラスカイ
彎入水涯 || エミニリニツダ。
洞谷 || 水辺
カツク
谷 || タニガワ
湾 || ベイ

第二項 川の水が上昇する時でもほとんど全流量は別宮川に流れ

るだろう。

第三項 幹流に流された土砂その他の物質は、おおむね別宮川に

流されるだろう。

第四項 第十村の近傍『水面及び水底』は一面に下がるだろう。

また遙か上流に至るまで、その影響はあるだろう。

右の第一項の不利は、最も人々の苦情を招くことであろうとは思

うが、従来のこの堰の効用である灌漑用水さえ他の方法を設けて供

給し、不足ないようすれば、何の苦情もないだろう。

第二項の不利は、別宮川はすでに十分に広いので、今さら心配す

ることはない。その上、さらに増加するだろう流水の速さによく耐

えることの出来る堅ろうな護岸を設けて、湾曲した川岸の防御をす

ることが必要である。

第三項の不利となる結果は、水源山地及び諸渓谷に砂防施設を設け、監視者を置いてその原因を防ぐようにすれば、必ず消滅するだ

ろう。

第四項の不利より生ずる低水位は、ますます低くなり幹流を通航

ヤ不便ヲ采スベシ。然レ疋今一層山中ノ草木ヲ繁茂セシメ
且ツ山間ニ堰埭ヲ設ケ以テ雨水多量ヲ溜留スル事ヲ以テ其
不利ヲ償フニ足ルヘシ

第十村堰埭工ニ易フヘキ洲崎地灌漑水

引用法

我ハ灌漑用水引導ノ新計画ニ緊要トスル測量ハ已ニ宮内君
啟示セリ。該測量ノ要点ハ第十村ミリ上流若干ノ距離ニ於
ケル川畔ノ田圃ニ就キ精密ナル高派測量ヲ試ムル「即之ナ
リ」
右測量整頓ノ日迄ハ尚ホ幾多ノ時日アリ故ニ其成跡ヲ得ハ
将来吉野川監督ノ任ニ當ラルヘキ田邊技師（我ハ已ニ傳聞
セシ故）ノ手中ニ之ヲ致サルヘシト托シ置ケリ
雖然總テ右ノ如ク速ヘ來シハ到底其計画如何ト云フノ疑向
ハ譬體ヒ明確ナラザル今ノ畧図ヲ用ヒ仮リニ大畧ヲ論ズルニ
過ギスト虽尚且ツ可成的だ分ノ説明ヲナサベルヲ得ズト愚
考シ況ンヤ人民ニ至切緊要ノ問題ナルニ於ケルヲヤ。是猶

成跡
セイセキ
リエウタウ

雖然。たゞ
可成好。出来上りの成景
シセツ。
至切。きわめて大切

溜留
リエウタウ
ためて残す。

する船には、やや不便になるだろう。しかしながら、今一層山中の
草木を繁茂させ、また山間に堰を設けて雨水を多量に保有すれば十
分その不便を補うことができる。

第十村の堰に代えるべき州嶼地 灌漑水引用法

私は、灌漑用水路を引く新計画に緊要とする測量は、すでに宮内
君に教示した。この測量の要点は、第十村（石井町第十）より少し
上流の吉野川畔の田圃について精密な高低測量を試みることであ
る。

右の測量結果が整理される日まで、なおかなりの日数がかかる。
その成果が出れば、将来、吉野川の管理の任に当たられると、私が
聞いている田辺技師の手に渡るようにと託しておいた。
しかしながら、今まで述べてきた計画が、どういうものかとい
う疑問には、たとえ明確でない現在の略図を用いて、概要を論じてい
るに過ぎぬと言ひながらも、出来るだけ十分な説明をしなければな
らぬと考えたのである。ましてや民衆にとつては至極緊急の問題で
あるからである。なおこれは概略であり、後日測量が完成し確實な

※田辺技師
田辺義三郎
明治十四年、八年半のドイツ
留学から帰国して内務省で活
躍。明治十七年七月徳島県在
勤を命じられ、同十九年七月
から同二十二年七月まで第五
区土木監督署（徳島）の巡視
長を勤めた。